

阿波市監査委員公告第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、定期監査を阿波市監査基準に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表します。

令和 6 年 3 月 18 日

阿波市監査委員	中野 修一
阿波市監査委員	近藤 理
阿波市監査委員	松村 幸治

令和 5 年度定期監査結果報告

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項）及び行政監査（同法第 2 項）

2 監査の対象

令和 5 年度に執行された財務に関する事務などを対象とした基礎的項目と合わせて、公印・保管庫・通帳及び金券等の管理状況を重点的項目とした。

監査対象部課については別表のとおり。出先機関については、現地施設監査として実施した。

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び一般行政に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかに意を用いた。

4 監査の主な実施手続き

あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき所属長から説明を受けた後に、監査委員による質疑応答を実施した。その他、出勤簿や時間外勤務関係、出張関係等の帳票類の確認を行った。

5 監査の実施場所及び日程

別表のとおり。

6 監査の結果

監査の結果、各部課における事務の執行は関係法令等に準拠し、おおむね適正に処理されていると認められた。口頭により改善の検討を指示した軽微な事項については、改善措置を講じられるよう要望する。

地方自治法第 199 条第 10 項の規定に基づく、事務の執行、事業の管理状況等、組織及び運営の合理化に資する意見は以下のとおりである。

7 意見

(1) 行財政について

令和 5 年に入り新型コロナウイルス感染症が感染法上の「5 類」に移行され、行動制限が殆どなくなり、観光、交通等も盛んになって、コロナ以前との比較がされ回復具合が数値で現れてきた。特に外国からの観光客が増え、有名な観光地では時期によりオーバーツーリズム（観光公害）を引き起こしているほどだ。

地球温暖化の影響で、毎年のように繰り返される厳しい夏の暑さが続き、この影響で大型化した台風の襲来と線状降水帯が度々頻発して、日本各地で被害が繰り返されている。近年においては阿波市の近隣では大きな被害は受けていないが大地震、津波を始め土砂災害、洪水など、これらの自然災害はいつ起きても不思議でないことを自覚したうえでの防災対策を必要とする。

ウクライナ紛争をきっかけとした食糧をはじめとする原材料の高騰は物価高騰をひきおこし、賃金水準の引き上げがされても、物価上昇に追いつかず実質収支がプラスにはなっていないが、その経済成長の兆しはうかがえる。過去 30 年のデフレ経済から脱却して誰もが経済成長を実感できる段階になってきている。

阿波市の取り組みにおいてもガソリンや電気、水道料金などの負担を軽減するため、激変緩和措置を講じてきており、福祉・教育分野など生活全般において安定した行政サービスが行われている。公共施設の改修においても老朽化した壁や窓中心の改修、明るい照明の電気系統や使いやすいトイレの改善に重点をおいて計画的に実施されている。

厳しい財政状況の中、阿波市全体として少子高齢化社会、地方の過疎化の中での 10 年、20 年先を見据えた、持続可能な社会を目指す行財政の方向を望みたい。

(2) 農業振興について

食を取りまく急激な変化に伴い、政府は「農政の憲法」ともいわれる「食料・農業・農村基本法」の見直しを行っている。

世界人口の増加や不測の事態に備えるため、食料の自給率向上を目指し、食料を国の安全保障と位置づけ、環境に配慮した持続的な農業の確立、人口減少の中でも持続可能で強固な食料供給基盤の確立を目指すこととしており、耕作放棄地が増えたり、農業従事者の高齢化が進み働き手の不足に対し、経営基盤強化として農地の集約を加速させるとともに大規模農家の育成や企業の参入を積極的に進めるものと思われる。

阿波市においても政府の施策・支援を効果的に活用し、農地の有効利用に努めていただきたい。灌漑施設の整っている現有農地は、いつでも農作物を生産できる貴重な財産であるため放棄することなく大切に活用すべきと考える。

野菜と米の自給率は高いが肉類・小麦・大豆等は低い。自給率を高めることを大きな目標として、それぞれの地域の実態にあわせた工夫をして、さらに地球温暖化等の気候や気象条件にあわせた地域の個性を生かしたり環境に配慮したりする農業が定着していけば、将来的に食を大事にする方向性が見えてくるとと思われる。

難易度の高い課題であるが、今後とも、多様な価値観や消費者ニーズに支えられた

有機農、自然農、副業的農家、農福連携など様々な営農モデルが展開され農業立市にふさわしい美しい田園風景が残る地域づくりの施策が期待される。

なお、外国資本による農地の取得も見られており、このような情報の把握をしておく必要性を感じる。

(3) 危機管理について

令和6年1月1日、能登半島において巨大地震が発生し、多くの方々が被災された。群発する小規模な地震やGPSにより若干の地面隆起は以前より確認されていたが、改めて地震を予知することは困難であり、いつ、どこで起きてもおかしくないことを認識させられた。

家屋倒壊、土砂災害、インフラの崩壊などにより、救援、救助は困難を極めている。阿波市の地盤も砂礫が多く南海トラフ地震でも同様に甚大な災害が想定される。今こそ「能登に学ぶ」必要性を感じている。

想定外のことが起きていて、危機対策において交通インフラの充実、飲料水の確保、耐震住宅の充実など普段の強靱な環境整備も必要なことが明らかになっている。

それに加えて住民の高齢化が様々な事柄へ影響を及ぼし、そこでの支援を必要とし復旧、復興の困難さを改めて認識させられている。

防災組織は各地域で組織され市全体で完成しつつあり、自治会の「自主防災組織活動」は、出席率も高く防災学習の場としては最適である。

阿波市においては、自治会単位で組織された自主防災組織の上部組織として、各小学校区単位で組織された「小学校区自主防災組織連合」の設立を促進しており、10校中8校区で設立されている。

小学校区自主防災組織連合では、大規模地震発生時の「自助」、「共助」に必要な技術の習得を目的とし、毎年防災訓練を実施しており、地域防災力向上と防災意識の高揚を図っている。

実際に地元の小学校区自主防災の防災訓練に参加したところ、災害時の多くの場面に対応するため、本格的な体験ができるよう工夫されていた。各分野の専門家がアシストして細かく指導をしていただいた。

地震の危機管理に対して現在は直接救助の仕方、避難場所の確保、避難施設用具の準備等において充実してきている。

従前のように再度、自助、共助につながる学習を始め、阿波市の住民サービスである防災対策・支援事業を学び、活用し、減災に努め、「防災フェスタ」など引き続き創意工夫を凝らした活動を期待している。

人は忘れやすく油断が多いことに留意し、くり返し啓発活動を実施し、いろいろなことを想定して、これからの不断の防災対策を望みたい。

(4) デジタル行財政改革

人手不足が深刻化する中、デジタルの力を生かし、公務員の数を増やさずに行政サービスを持続できる体制をつくる。阿波市の行政事務においてパソコンと公用車が大きな要素を示している。パソコンは事務処理において中心をなしているがそれと平行して紙を媒体とした書類が存在して機能している。

これらの事務処理において合理化、簡素化のためにデジタル化、電子化の一層の導入推進を望む。合わせて情報セキュリティの徹底強化や障害発生時の対応も考慮されたい。

(5) 公印、保管庫、通帳、及び金券等の管理について

近年の行政機関において、公印不正使用による公文書偽造、公金横領などの不祥事が発生している。

これに対する阿波市のリスク管理として、「公印、保管庫、通帳、及び金券等の管理」を重点項目と設定し、前回の 8 年前の監査時の検討事項であった保管状況等を主に現地で確認を行った。

その結果、「阿波市公印規則」等にもとづき、公印の保管、使用など概ね適正に管理できていた。庁舎内の部署（3 支所含む）で公印を保管している部署は 56%あり、すべてにおいて強固な容器に納めその上で鍵付きの机、キャビネットに保管されており、管理責任者は管理職となっている。

また、出先機関（認定こども園、学校等）においても調査したところ概ね管理できていた。合わせて職員の定期異動時に担当同士の確認、引き継ぎの重要性を感じた。担当職員だけに任せきりにすることなく、管理職など複数人によるチェック体制も必要であると考えた。

事務の簡素化、効率化を目的とした公印省略が進められているが、改めて公印の重要性を認識し、規則に基づく公印の統括管理の部署は定期的に確認を行っていただきたい。

「保管庫（金庫）、通帳や金券等」については、阿波市の「公金安全保管マニュアル」にもとづき庁舎内の部署（3 支所含む）について確認を行った。通帳を保有している部署は 88%であり、こちらも鍵付きの机、キャビネットに保管されていた。通帳と通帳印鑑は別の場所で保管しており、最終的に管理職が管理責任を持っていることが確認できた。

公金外（協会、外郭団体）の通帳の取り扱いをしている部署は、32%であり、公金同様の取り扱いができていた。

今後においても「阿波市公印規則」、「公金安全保管マニュアル」を遵守し、市役所全体で統一した慎重で適正な取り扱いを行い、信頼のある行政を目指していかなければならない。

別 表

監査期日	監査対象		実施場所
令和5年10月24日	市民部	市民課	監査事務局 会議室
		税務課	
		国保医療課	
		人権課	
		環境衛生課	
令和5年10月30日	企画総務部	秘書人事課	
		市政情報課	
		企画総務課	
		財政課	
		契約管財課	
		危機管理課	
令和5年11月20日	健康福祉部	社会福祉課	
		子育て支援課	
		健康推進課	
		介護保険課	
令和5年11月28日	市民部	吉野支所地域課	
		土成支所地域課	
		阿波支所地域課	
	産業経済部	農業振興課	
		農地整備課	
		商工観光課	
		消費生活センター	
令和6年1月22日	会計課		
	水道部	業務課	
	建設部	建設課	
		特定事業推進課	
		住宅課	
		営繕課	
令和6年1月26日	教育委員会	教育総務課	
		学校教育課	
		社会教育課	
	議会事務局	議事総務課	
	農業委員会事務局		
	監査事務局		

【出先機関】

監査期日	監査対象		実施場所
令和5年5月23日	健康福祉部	一条認定こども園	一条認定こども園
	教育委員会	一条小学校	一条小学校
令和5年9月26日	教育委員会	市場中学校	市場中学校
		八幡公民館	八幡公民館
令和5年12月25日	教育委員会	土成中学校	土成中学校
		土成中央公民館	土成中央公民館